

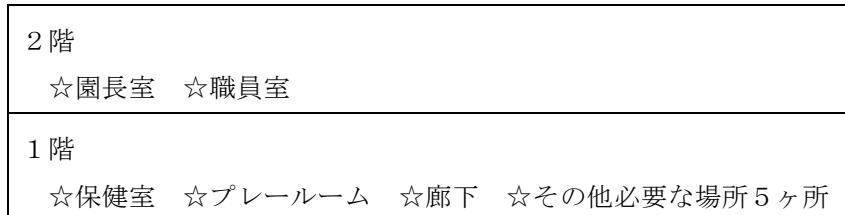
機械警備業務(Gブロック)に必要なセンサー等

別表2

1 幼稚園

- (1) 園長室、職員室、プレールーム、廊下、保健室
- (2) その他、防犯上必要と認められる場所（5ヶ所）

【警備センサー設置概要図】 ☆警備対象10ヶ所



※ 幼稚園によりセンサー設置場所の階層は異なる。

2 小学校・中学校・特別支援学校

(1) 警備センサーの設置

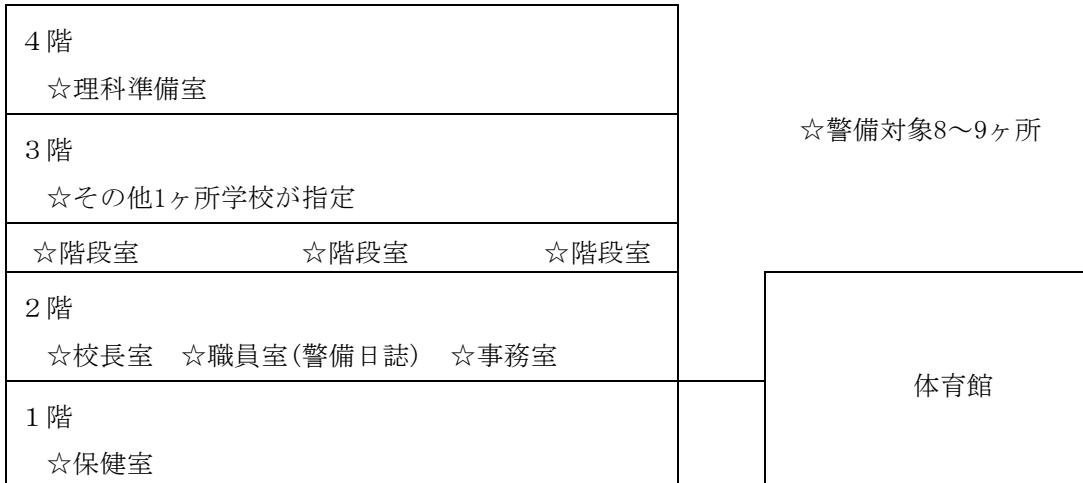
ア 校長室、職員室、事務室、理科準備室、保健室、階段室のうち2階から3階の間

(小学校は平均2ヶ所、中学校は平均3ヶ所)

ただし、階段室においては、夜間の学校開放事業校等特別の事情があるときは教育委員会及び学校長と協議のうえ設置不要とする。

イ その他、学校の指定する場所1ヶ所（室）

【警備センサー設置概要図】



※ 学校によりセンサー設置場所の階層は異なる。

※ 階段室数は学校により1ヶ所から3ヶ所。

※ 発寒西小学校について、小学校のほか児童会館7ヶ所、まちづくりセンター8ヶ所。

また、施設ごとに警備の設定解除を行えること。

※ 二十四軒小学校について、小学校のほか児童会館6ヶ所、地域会議室3ヶ所。また、

施設ごとに警備の設定解除を行えること。

※ 発寒南小学校について、小学校のほか児童会館 6ヶ所。また、施設ごとに警備の設定解除を行えること。

(2) 人感ライトの設置（特別支援学校を除く）

ア 教育委員会及び校長と協議のうえ、警備上有効な学校の外壁 2ヶ所に設置する。

イ 電源を使用するものであり、室内に漏電ブレーカー付スイッチを設置して、作動を停止することが任意に可能なこと。

ウ フラッシング機能があること。

エ LED電球を使用すること。

オ 不法行為の予防のために設置するため、警備本部における監視は不要であること。